

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の
予防及び調整等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第47号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市中高層建築物の建築に
係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部
を次のように改正する。

第17条第 4 号から第 7 号までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」
に改め、同条第 8 号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条第
9 号中「第18条第24項第 1 号」を「第18条第38項第 1 号」に改める。

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の
一部改正)

第 2 条 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条
例（平成11年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「第18条第 2 項」及び「第18条第 3 項」の次に「若しくは
第 4 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から起算して27日が経過する日までに改正法第 7 条の規定による改正後の建築基準法（昭和25年法律第 201 号。以下「新法」という。）第18条第 4 項の規定による計画の通知をしようとする者は、第 2 条の規定による改正後の名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 章の規定の例により、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（以下「条例」という。）第 3 章に規定する計画の事前公開の手続をしなければならない。この場合において、当該手続は、新条例第 3 章の規定によりされたものとみなす。
- 3 施行日から起算して 7 日が経過する日までに新法第18条第 4 項の規定による計画の通知をしようとする者（共同住宅型集合建築物の建築主に限る。）は、新条例第13条の規定の例により、条例第13条第 2 項の規定による届出をするものとする。この場合において、当該届出は、新条例第13条第 2 項の規定によりされたものとみなす。